

京田辺市野外活動センターの活用に係る  
契約候補事業者選定のための募集要項

令和6年9月 京田辺市

令和6年9月19日更新 (P.11)

## — 目 次 —

### I 基本的事項

1 本要項の趣旨	1
2 本事業の目的	1
3 本物件の概要	2-5

### II 参加手続

1 プロポーザル審査等に関する日程（予定）	6
2 参加資格	7
3 質問方法及び回答	7
4 現地見学	8
5 参加表明書等の提出	8
6 活用計画書等の提出	8
7 その他	9

### III 提案を求める内容

1 活用条件（ソフト事業）	10
2 活用条件（ハード事業）	11
3 その他	12

### IV 対象物件の貸付けについて

1 貸付け範囲	13
2 貸付け期間	13
3 貸付料に関する基本的事項	13
4 貸付料の改定	13
5 貸付料の支払時期等	13
6 貸付け条件等	13-14
7 転貸の禁止等	14

### V 契約候補事業者の選定等

1 審査・選定方法	15
2 プレゼンテーション審査	15
3 契約候補事業者選定後の手続き	15-16
4 留意事項	16

# I 基本的事項

## 1 本要項の趣旨

本要項は、京田辺市野外活動センター（以下「施設」）の運営及び施設整備について、市直営方式から民間事業者による運営等に舵を切るため、アウトドアサービス等の知見を有する事業者から企画提案を求め、提案内容を総合的に評価し、最も適した事業者を選定するための公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要事項を定めるものです。

## 2 本事業の目的

本施設は、青少年の健全育成と市民の余暇の活用を図るため、昭和56年4月に竣工、平成9年6月には、研修棟（クラフト室・学習室）、バンガロー等を拡張竣工し、市直営で運営している施設です。

コロナ禍以前は年平均1万人程度の利用者があったものの、コロナ禍以降は、市場ニーズの変化や少子高齢化などの社会情勢による影響も受け、減少傾向にあります。

そこで、本市では、令和4年3月に「京田辺市野外活動センター基本方針」を策定し、「まなぶ」「つながる」「やすらぐ」の3つの基本理念（コンセプト）に基づき、民間のノウハウを積極的に活用した運営体制を築くこと、特別感のある非日常、自然との共生を実感できる幅広い年代のアウトドア活動機会を提供することで安全かつ快適に過ごしていただけるような設備の整備、拡充に努めることなどを定めました。

さらに、令和6年3月に策定した「京田辺市野外活動センター運営見直し実行計画」では、民間事業者による運営方式について、市が保有する公有財産を民間事業者に貸し付ける長期賃貸借契約を採用することとしました。

本事業は、本市が目指す施設運営及び施設整備の方向性の実現にあたり、優れたノウハウを有する民間事業者を選定し、本市と協働して魅力的な施設へと具現化することを目的としています。

### 3 本物件の概要

本対象物件については、現施設の敷地に加え、現施設南側隣接地の整備・活用可能区域を含めるものとします。

なお、整備・活用可能区域を含む土地の所有は、全て本市が所有する土地であり、民間事業者の創意工夫による活用の提案を求めます。

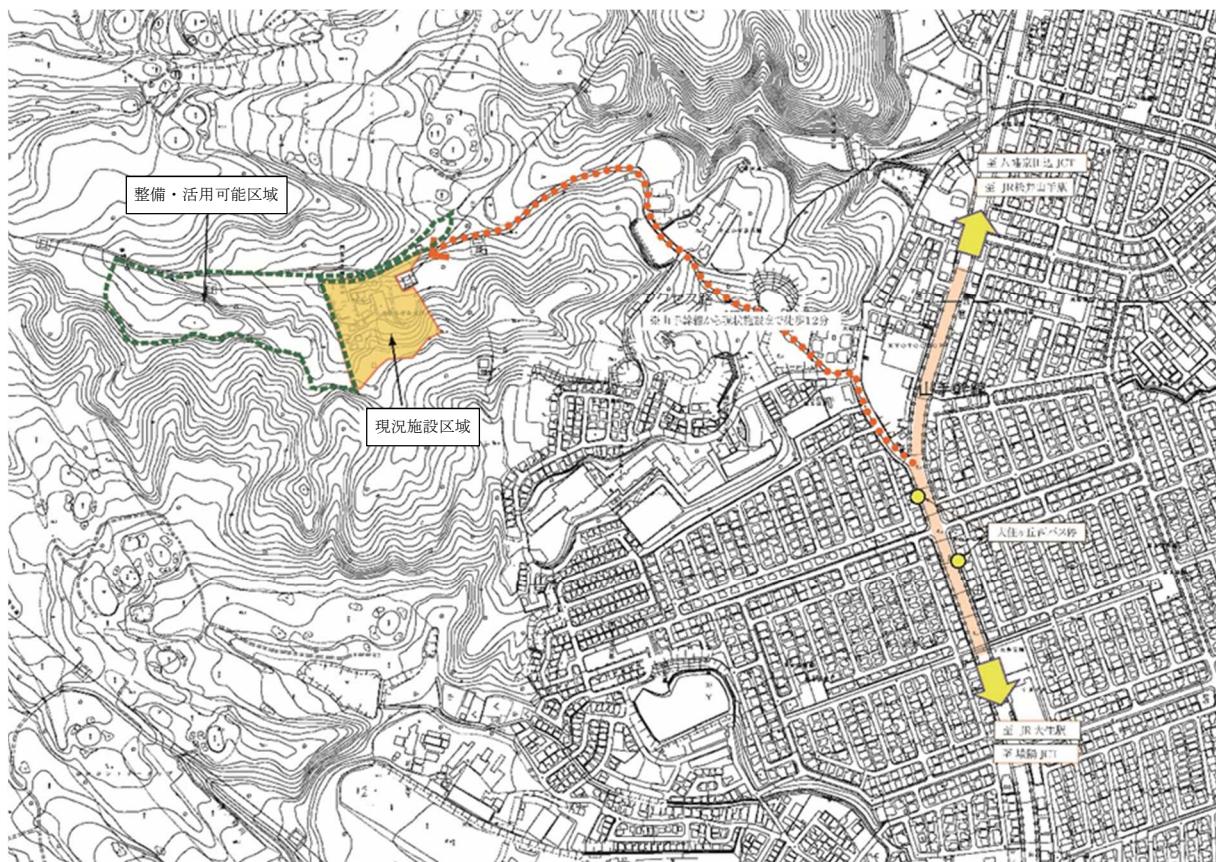
#### (1) 土地 (現施設区域)

所在・地番	京都府京田辺市大住龍王谷9-1、10-4、10-5、29-1
地 積	1 3 , 2 6 3 m <sup>2</sup>
地 目	雑種地・山林
交通アクセス	JR学研都市線 松井山手駅・大住駅から約2km 第2京阪道京田辺松井IC、京奈和自動車道田辺北ICから車で約10分 京阪バス・京都京阪バス「大住ヶ丘西」バス停から徒歩約13分
法令に基づく 制限等	<input type="checkbox"/> 都市計画区域：市街化調整区域 建蔽率60%/容積率200% <input type="checkbox"/> 宅地造成規制区域
供給処理施設 の状況	<input type="checkbox"/> 電気：関西電力 <input type="checkbox"/> ガス：プロパンガス <input type="checkbox"/> 上水道：公共水道（敷地外にポンプ施設有） <input type="checkbox"/> 下水道：公共下水道（敷地内汚物槽よりポンプアップ）

#### (2) 土地 (整備・活用可能区域)

所在・地番	京都府京田辺市大住龍王谷10-1、10-3、29-2 ※現施設の隣接地
地 積	2 6 , 5 7 1 m <sup>2</sup>
地 目	山林
法令に基づく 制限等	<input type="checkbox"/> 都市計画区域：市街化調整区域 建蔽率60%/容積率200% <input type="checkbox"/> 宅地造成及び特定盛土等規制法：宅地造成規制区域 <input type="checkbox"/> 森林法：地域森林計画対象民有林
供給処理施設 の状況	<input type="checkbox"/> 電気：未整備 <input type="checkbox"/> ガス：未整備 <input type="checkbox"/> 上水道：未整備 <input type="checkbox"/> 下水道：未整備

(位置図)



(3) 建築物

整理番号	施設名	延床面積	構造	建設時期	階数
A001	管理棟	563.50 m <sup>2</sup>	RC造	昭和 56 年 4 月	地下 1 階 / 地上 2 階
A002	研修棟	300.00 m <sup>2</sup>	鉄骨造	平成 9 年 6 月	地上 2 階
A003	バンガローA	35.00 m <sup>2</sup>	木造	平成 9 年 6 月	地上 1 階
A004	バンガローB	35.00 m <sup>2</sup>	木造	平成 9 年 6 月	地上 1 階
A005	バンガローD	35.00 m <sup>2</sup>	木造	平成 9 年 6 月	地上 1 階
A006	バンガローC	35.00 m <sup>2</sup>	木造	平成 9 年 6 月	地上 1 階
A007	バンガローE	35.00 m <sup>2</sup>	木造	平成 9 年 6 月	地上 1 階
A008	車庫	49.00 m <sup>2</sup>	鉄骨造	平成 9 年 6 月	地上 1 階
A009	便所 A	40.46 m <sup>2</sup>	鉄骨造	平成 9 年 6 月	地上 1 階
A010	便所 C	32.00 m <sup>2</sup>	鉄骨造	令和 6 年 3 月	地上 1 階
A011	炊事場 A	32.00 m <sup>2</sup>	鉄骨造	平成 9 年 6 月	地上 1 階

整理番号	施設名	延床面積	構造	建設時期	階数
A012	炊事場 B	不明	鉄骨造	昭和 56 年 4 月	地上 1 階
A013	東屋	8.00 m <sup>2</sup>	木造	平成 9 年 6 月	地上 1 階
A014	LPG 庫	4.28 m <sup>2</sup>	CB 造	昭和 56 年 4 月	地上 1 階
A015	材料置場	17.01 m <sup>2</sup>	木造	平成 9 年 6 月	地上 1 階

(4) その他工作物

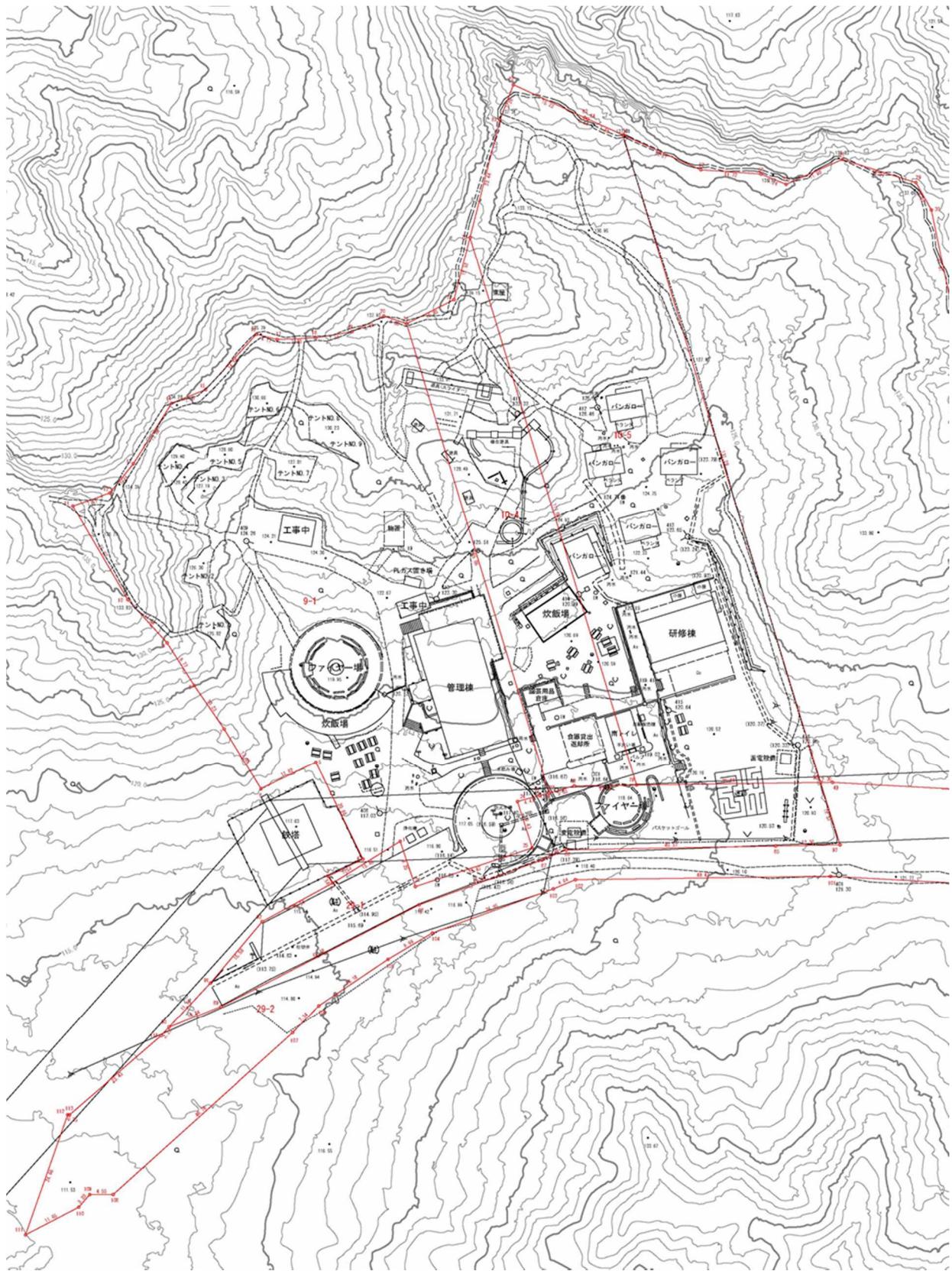
整理番号	施設名		構造	建設時期	階数
E001	キュービクル	—	既製品	平成 9 年 6 月頃	—
E002	外灯	—	鉄骨造	平成 9 年 6 月頃	—
M001	汚水槽	—	RC 造	平成 9 年 6 月頃	—
M002	給水施設 (ポンプ小屋)	—	CB 造	平成 9 年 6 月頃	地上 1 階

(5) その他外部施設

整理番号	施設名	建設時期	備考
S001	キャンプファイヤー場 A	平成 9 年 6 月	
S002	キャンプファイヤー場 B	平成 9 年 6 月	
S003	冒険の森 (大型遊具)	平成 9 年 6 月	
S004	わいわい広場 (芝生広場)	平成 9 年 6 月	
S005	キャンプサイト 01_J	昭和 56 年 4 月	
S006	キャンプサイト 02_I	昭和 56 年 4 月	
S007	キャンプサイト 03_H	昭和 56 年 4 月	
S008	キャンプサイト 04_G	昭和 56 年 4 月	
S009	キャンプサイト 05_F	昭和 56 年 4 月	
S010	キャンプサイト 06_E	昭和 56 年 4 月	
S011	キャンプサイト 07_D	昭和 56 年 4 月	
S012	キャンプサイト 08_C	昭和 56 年 4 月	
S013	キャンプサイト 09_B	昭和 56 年 4 月	
S014	キャンプサイト 10_A	昭和 56 年 4 月	

## (6) その他給排水設備等

### (既存施設配置図)



## II 参加手続

### 1 プロポーザル審査等に関する日程（予定）

No.	区分	各期日	提出書類等
1	募集要項公表	令和6年9月4日（水）	—
2	質問受付期限	令和6年10月2日（水）17時	電子メール
3	現地見学実施期限 (要予約)	令和6年10月2日（水）17時 (土・日・祝日を除く)	電話予約
4	参加表明書等 提出期限	令和6年10月23日（水）17時	参加表明書（様式1） 構成員調書（様式2） 事業者概要（任意様式） 事業実績書（様式3） 定款・法人登記簿謄本・印鑑証明書 各種決算書類・納税証明書
5	活用計画書等 提出期限	令和6年12月11日（水）17時	活用計画書（表紙）（様式4） 活用計画書（詳細）（様式5-1～5-6） 事業工程表（任意様式） 事業費概算書（様式6） 資金調達計画書（様式7） 長期損益計算書（様式8） 貸付希望価格書（様式9）
6	予備審査 (申込多数の場合)	令和7年1月中旬 (申込多数の場合)	—
7	プレゼンテーション 審査	令和7年2月上旬（予定）	対象事業者に別途通知
8	審査結果通知	令和7年2月中旬（予定）	—
9	基本協定の締結 双方による協議開始	令和7年2月下旬（予定）	—
10	公有財産賃貸借契約 実施協定の締結	令和7年4月1日（予定）	—
11	本物件の引渡し	令和7年4月1日（予定）	—

※提出書類の詳細については、提出書類一覧を参照してください。

※プレゼンテーション審査の日時は、決定次第、本要項を更新し公表します。

## 2 参加資格

参加資格を有する者は、貸付契約（公有財産長期賃貸借契約）の契約者となる法人で、次のいずれの要件にも該当しない者に限ります。

なお、複数の法人からの共同提案を妨げるものではありませんが、この場合は、すべての法人について、当該要件に該当しないことが必要となります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 京田辺市暴力団排除条例（以下「排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (3) 本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者並びにこれらの者の依頼を受けて本対象物件の土地（以下「本件土地」という。）の貸付契約をしようとする者
- (4) 次に掲げる税等を滞納している者
  - ア 所得税又は法人税
  - イ 消費税
  - ウ 本市の市税
  - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (5) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があつたとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者
- (6) 法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- (7) その他本市が契約の相手方として不適当と判断する者

## 3 質問方法及び回答

- (1) 受付期間 令和6年10月2日（水）17時まで
- (2) 質問方法 質問の要旨を簡潔にまとめ、電子メールで送信してください。  
件名を「【質問】野外活動センターについて（事業者名）」としてください。
- (3) 送信先 sports@city.kyotanabe.lg.jp  
(京田辺市市民部 文化・スポーツ振興課 宛)
- (4) 回答方法 令和6年10月16日（水）までに質問メールに対して個別に返信します。  
全ての事業者に伝達すべき事項と市が判断した場合は、質問及び回答内容をホームページで公表する場合があります。

#### 4 現地見学（希望事業者のみ）

- (1) 実施期間 令和6年9月4日（水）～10月2日（水） 9時～17時 ※土日祝を除く
- (2) 事前予約 希望する事業者は、事前に市へ電話連絡し承諾を得てください。
- (3) 留意事項 各事業者1度限りとし、時間は1時間程度とします。

#### 5 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和6年10月23日（水） 17時まで
- (2) 提出方法 郵送又は持参
- (3) 提出場所 〒610-0393 京田辺市田辺80番地  
京田辺市役所4階 文化・スポーツ振興課
- (4) 提出書類

次の書類を1部ずつまとめてA4版左2点綴じで提出してください。なお、A3版の書類を含む場合は、A4版に折りたたんで綴じてください。

なお、各書類における記載事項及び提出部数等の詳細は、[別紙2] 提出書類一覧を確認してください。

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 構成員調書（様式2）
- ウ 事業者概要（任意様式）
- エ 事業実績書（様式3）
- オ 定款
- カ 法人登記簿謄本（原本）
- キ 印鑑証明書（原本）
- ク 各種決算書類
- ケ 納税証明書（原本）

#### 6 活用計画書等の提出

- (1) 提出期限 令和6年12月11日（水） 17時まで
- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3) 提出場所 〒610-0393 京田辺市田辺80番地  
京田辺市役所4階 文化・スポーツ振興課
- (4) 提出書類

次の書類を1部ずつまとめてA4版左2点綴じで提出してください。なお、A3版の書類を含む場合は、A4版に折りたたんで綴じてください。

なお、各書類における記載事項及び提出部数等の詳細は、[別紙2] 提出書類一覧を確認してください。

- ア 活用計画書（表紙）（様式4）
- イ 活用計画書（詳細）（様式5-1～5-6）
- ウ 事業工程表（任意様式）
- エ 事業費概算書（様式6）

- オ 資金調達計画書（様式7）
- カ 長期損益計算書（様式8）
- キ 貸付希望価格書（様式9）

## 7 その他

- (1) 本要項及び各様式は、本市ホームページからダウンロードしてください。
- (2) 書類の作成、提出及びプレゼンテーション等のプロポーザルに係る全ての費用は、参加する事業者の負担とし、提出書類の返却はできません。
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合は、参加資格を無効とします。
- (4) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、提案書の提出期限までに辞退届（任意様式）を提出してください。
- (5) 書類の提出後、記載内容の修正、変更又は追加は認めません。ただし、やむを得ない理由による修正又は変更が生じた場合で、本市が承諾したものはこの限りではありません。
- (6) 提案書の提出後に市から補足資料の提出を求めることがあります。
- (7) 提案書の著作権は、各事業者に帰属するものとします。ただし、本市が本プロポーザルの審査、議会報告等において必要と判断した場合、提案書の使用、複製及び公開を無償でできるものとします。
- (8) 提案書は事業者の選定を目的としたものであり、事業者選定後の協議・交渉において、提案内容の一部の変更を求めることがあります。
- (9) 本市が必要と判断した場合、本要項を変更又は追加する場合があります。

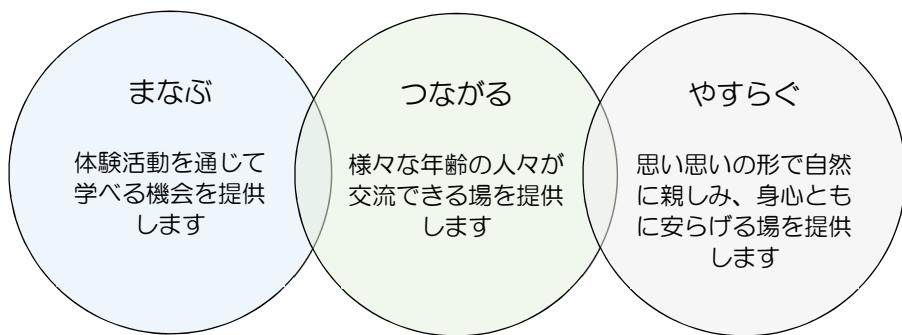
### III 提案を求める内容

#### 1 活用条件（ソフト事業）

本対象物件は、公有財産の貸付けにより市と事業者で「公有財産賃貸借契約」を締結、引渡し後、事業者による施設運営及び施設整備を行うこととしています。

したがって、当該契約を前提に、次の事項に資する施設運営及び施設整備の両面から事業を計画し、活用計画書（様式4・5）により提案してください。

(1) 京田辺市野外活動センターの基本理念（コンセプト）の以下の3つのキーコンセプトを意識すること。



(2) 野外活動施設ならではのアウトドアサービスを提供すること。

- ・利用者ターゲット層は青少年に限定せず、様々な世代が楽しめる施設機能及びアウトドアサービスの提案を行ってください。

(3) 京田辺市民のニーズを理解し、市民向けサービスを提供すること。

- ・日帰りバーベキューや自然体験アクティビティなど、気軽に利用できるサービスの提案を行ってください。

(4) 利便性の向上を図ること。

- ・利用申込システム、利用料金の決済方法、ホームページ等の充実など、デジタル化を推進し、利便性の向上につながる提案を行ってください。

(5) 地域経済への貢献を意識した提案とすること。

- ・地元食材の活用や地元人材の雇用創出など、地方創生に資する提案を行ってください。

## 2 活用条件（ハード事業）

- (1) 現状施設のリニューアルによる施設機能の充実を図ること。
- 既存施設の解体撤去及び増改築等を行う場合は、都市計画法、建築基準法をはじめ現行法令を遵守のうえ、周囲の景観と調和する材質・色調とし、基本理念にふさわしい外観・内装を兼ね備えるようにしてください。
- (2) 整備・活用可能区域の活用による施設機能の増進を図ること。
- 当該区域は、宅地造成及び特定盛土等規制法上の宅地造成規制区域並びに森林法上の地域森林計画対象民有林に指定されています。伐採・造成・建築等を行う場合は、都市計画法、宅地造成及び特定盛土等規制法、森林法、建築基準法等の現行法令を遵守のうえ、計画してください。~~なお、現施設区域と整備・活用可能区域の敷地は、都市計画法上、別区域として整理する必要があります。~~

### 【留意事項】

- (1) 本市に工事費負担金を求める場合について
- 工事費負担金の提案範囲は、現施設の解体撤去費及び整備・活用可能区域の整備に係るインフラ整備（造成費等を想定）のみ提案を可能とします。
  - 本市に工事費負担金を求める場合は、「活用計画書（詳細）（様式5-4・5-5）」、「資金調達計画書（様式7）」に工事費内訳を明記するとともに、本市工事費負担金の充当箇所及び負担割合等の考え方を明記してください。
  - 施設整備にあたっては、事業者による設計・施工とし、本市が直接工事等の発注は行いません。本市は事業者から提出された整備費用等がわかる見積書及び設計図書等を検証して工事費負担金を決定します。
  - 工事費負担金の最終決定については、本市の予算編成及び市議会の議決を経て決定しますので、本プロポーザル審査で採択した活用計画に記載された工事費負担金を確約するものではありません。
  - 事業者において、サービス向上のために整備する施設改修及び新設建物等の工事費は、本市の工事費負担金の対象外となります。
- (2) 既存施設の污水排水施設
- 当該施設の污水排水は全施設の污水を一旦污水槽に排水し、カッターポンプにより粉碎して65mmの排水管に放流する方式です。したがって、污水管を増設あるいは改修した場合でも下水道管への直接放流はできません。一旦当該污水槽に放流する計画としてください。
- (3) 既存施設の給水施設
- 当該施設の給水管は、敷地外のポンプ施設（そよかぜ幼稚園横のポンプ小屋）から圧送ポンプにより70mmの口径で加圧送水されています。

### 3 その他

#### (1) 開所スケジュールについて

現在の施設運営は令和7年3月末まで継続します。

令和7年4月以降に引渡しを予定しており、引渡し日以降、施設整備等の事業着手を可能としますので、リニューアルオープンに向けてのスケジュールを事業工程表（任意様式）により提案してください。

#### (2) 用途の制限

次に掲げる用途に供してはなりません。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業の用途

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物を処理するための用途

ウ 騒音、振動、臭気その他周辺環境に支障を及ぼすおそれのある施設

## IV 対象物件の貸付けについて

### 1 貸付け範囲

- (1) 現施設区域 13, 263 m<sup>2</sup> (実測図) の範囲内
- (2) 整備・活用可能区域 26, 571 m<sup>2</sup> (実測図) の範囲内

### 2 貸付け期間

- (1) 令和7年（2025年）4月1日以降、10年～15年間の範囲で提案してください。
- (2) 施設整備及び撤退時の現状復旧等に係る工事期間を含みます。

### 3 貸付料に関する基本事項

貸付料の額は、本市の定める最低貸付料と事業者からの貸付希望価格を比較し、高い価格を貸付料とし、公有財産長期賃貸借契約を締結することとします。

- (1) 最低貸付料 1, 585, 000円／年
- (2) 貸付希望価格 様式9により貸付希望価格（年額）を提案してください。

### 4 貸付料の改定

- (1) 貸付料は経済情勢の変動等により改定する場合があります。
- (2) 貸付料の改定にあたっては、固定資産税路線価の評価替えを基に算出した変動率を従前の貸付料に乗じて得られた額を新たな貸付料とします。
- (3) 改定の時期については、当該評価替後の固定資産税路線価が公表された日の属する年度の翌年度から貸付料を改定することとします。

### 5 貸付料の支払時期等

- (1) 貸付料は、原則、毎年4月末までに、当該年度の年額を一括で支払うものとします。
- (2) 貸付料の支払義務は引渡しの日から発生するものとし、初年度について、当該引渡し日が年度途中である場合、当該引渡し日から当該引渡し日の属する年度の末日までの貸付料の額は、その期間の日数に応じ、年額を日割りして計算した額を契約締結日の翌日から30日以内に支払うものとします。

### 6 貸付条件等

- (1) 市と事業者は、令和7年（2025年）4月に公有財産賃貸借契約を締結することとし、契約締結後、本対象物件の引渡しを行います。
- (2) 貸付期間終了後は、更新することができます。
- (3) 事業者は事業期間が満了し、その管理運営を継続しない場合において、事業者の負担により、市の財産に帰属するもの以外に設置した建物及び工作物等を撤去し、更地の状態で、土地を返還しなければなりません。ただし、本市が撤去する必要がないと認めるときはこの限

りではありません。この場合、市は事業者の設置した建物及び工作物等の全部又は一部を無償で譲渡するよう、事業者に請求できるものとします。

- (4) 事業者は本市に対して、事業者の設置した建物及び工作物等の全部又は一部の買取りを請求することはできません。
- (5) 事業者は、引き渡された本物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときにおいても、履行の追完、賃料の返還及び減免、損害賠償の請求並びに契約の解除をすることはできません。
- (6) 公有財産賃貸借契約に係る保証金は免除します。

## 7 転貸の禁止等

契約期間中は、本市との基本協定において合意した活用計画に基づく利用に供してください。その期間中は、市が承認した場合を除き、以下の事項を禁止します。

- (1) 本対象物件の土地の形状又は形質を変更及び建物の増改築を行うこと。
- (2) 本対象物件賃貸借権の他の者への譲渡若しくは転貸、又は本対象物件賃借権に対して担保権その他の使用権若しくは収益を目的とする権利を設定すること。
- (3) 本対象物件に設置する建築物を賃貸し、譲渡し、又は本対象物件に対して担保権その他の使用権若しくは収益を目的とする権利を設定すること。
- (4) 本対象物件を「活用計画」に規定する目的以外に使用すること。

## V 契約候補事業者の選定等

### 1 審査・選定方法

- (1) 本事業の審査・選定は、公募型プロポーザル方式により、本市が設置する「京田辺市野外活動センターの活用に係る契約候補事業者選定委員会（以下「選定委員会」）において実施します。
- (2) 参加事業者が想定より多数の場合、提出書類による予備審査を実施し、上位3～5者を選定委員会の審査対象とします。
- (3) 審査委員は、提出書類、プレゼンテーション審査等を〔別紙1〕審査基準表に基づき採点し、全審査委員の合計点が最も高い者（ただし、100点満点中60点以上）を第1契約候補事業者とします。
- (4) 令和4年度に実施した当施設のサウンディング型市場調査に参加された事業者に対しては、〔別紙1〕審査基準表のうち「活用計画書の内容」において審査した合計点数に3%の率を加算することとします。
- (5) 最高合計点が同点の場合、〔別紙1〕審査基準表に定める係数「2.0」の項目における評価点の合計が高い事業者を第1契約候補事業者とします。
- (6) 参加事業者が1者の場合であっても選定委員会による審査を実施します。
- (7) 審査結果は、委員会から1週間以内に参加事業者にメールにて通知するとともに、本市ホームページに掲載します。
- (8) 選定委員会及び予備審査とともに、非公開とし、審査内容及び結果についての異議の申し立ては受け付けません。
- (9) 選定委員会後、本市と第1契約候補事業者との協議・交渉において、事業実現の開始に至らなかった場合は、次点の事業者と協議・交渉を行います。

### 2 プrezentation審査

- (1) 実施日 令和7年2月上旬 ※決定次第、公表します。
- (2) 場所 京田辺市役所 4階 403会議室
- (3) 実施方法
  - ア 提出した提案書を基にスライド等を用いて説明してください。
  - イ 審査会への参加者は5名以内とし、説明者は本事業に携わる予定の者としてください。
  - ウ 説明時間は、各事業者45分程度とし、審査委員からの質疑を15分程度行います。
  - エ プロジェクター及びスクリーンは本市で準備します。
- ※ 予備審査結果（実施した場合のみ）及び審査会の時間等の詳細は、提案書を提出した事業者全てに別途通知します。

### 3 契約候補事業者選定後の手続き

- (1) 基本協定の締結
  - ア 契約候補事業者の決定後、早急に締結します。

イ 基本協定は、本物件の引渡しまでの間において、事業実施に向けた協議・交渉を開始し、提案のあった活用計画の調整を行い双方の合意を得ること、また、事業開始までのリスク・費用負担等を確認するためのものです。

(2) 公有財産賃貸借契約の締結

ア 令和7年（2025年）4月に締結します。

イ 賃借物件、賃借期間、賃借期間及びかし担保責任等の基本的事項について規定するためのものです。

(3) 当施設の再整備・管理運営に関する実施協定書の締結

ア 令和7年（2025年）4月に締結します。

イ 施設整備及び施設の管理運営に関する手続きの詳細等を確認するためのものです。

＜参考＞フロー図

区分	令和7(2025)年			
	1月	2月	3月	4月
選定委員会		●		
契約候補事業者の決定		●		
基本協定の締結			●	
事業内容の調整			●	→
公有財産賃貸借契約の締結				●
対象物件の引渡し				●
再整備・管理運営に関する実施協定書の締結				●
施設整備等の開始（許認可含む）				●→

#### 4 留意事項

- (1) 本要項及び各様式は、本市ホームページからダウンロードするものとします。
- (2) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、提案書の提出期限までに辞退届（任意様式）を提出してください。
- (3) 選定委員会の審査委員に対して、本件に関する接触（直接、間接を問わない。）を禁じるとともに、接触の事実が認められた場合には失格とすることがあります。
- (4) 提案書は事業者の選定を目的としたものであり、候補事業者の選定後における協議・交渉において、活用計画の変更を求めることがあります。
- (5) 本市が必要と判断した場合、本要項を変更又は追加することがあります。

＜別紙及び様式＞

- 〔別紙1〕 審査基準表
- 〔別紙2〕 提出書類一覧
  - (様式1) 参加表明書
  - (様式2) 構成員調書
  - (様式3) 事業実績書
  - (様式4) 活用計画書（表紙）
  - (様式5) 活用計画書（詳細）
  - (様式6) 事業費概算書
  - (様式7) 資金調達計画書
  - (様式8) 長期損益計算書
  - (様式9) 貸付希望価格書

【問合せ先】

京田辺市 市民部 文化・スポーツ振興課

担当：坂本・渡邊・内座

所在地 〒610-0393 京都府京田辺市田辺80番地

電話 0774-63-1302 FAX 0774-64-1305

メール sports@city.kyotanabe.lg.jp